

麻生邸リアリティツアー事件国家賠償請求訴訟団ニュースレター

ででこい!

第5号

【'11年4月23日】

頒価：カンパ制

編集・発行：麻生邸リアリティツアー事件国家賠償請求訴訟団
連絡先：〒151-0053 東京都渋谷区代々木4-29-4 西新宿ミノシマビル2F
TEL:03-3373-0180 FAX:03-3373-0184
フリーター全般労働組合気付
Web: <http://state-compensation.freeter-union.org/> mail: realitytour.st.comp@gmail.com
郵便振替：00130-9-282713 口座名：麻生国賠
(他行からの振込 店名：〇一九店／預金種目：当座／口座番号：0282713)



第5回期日は2月22日、16時半の開催。夕方近くという事もあってか、地裁前情宣はいつもより多めの方に参加頂けました。また、当訴訟団も協力した、高江ヘリパッド建設に反対するアメリカ大使館前抗議行動での弾圧を受け、傍聴やその後の交流集會も多くの方に参加頂きました。

目次

p2 第5回 期日報告 / p4 地裁情宣前と交流会報告 原告リレーコラム

p5 世界の街頭行動 / p8 寄稿「国賠傍聴記」 / p9 賛助会の呼びかけ

p10【付録1】2.20への抗議声明 / p11【付録2】原発事故への声明 / p12 訴訟団日誌

2.22 第5回期日報告

今回の傍聴へは 38 人の方の参加となりました。期日前には地裁前にて呼びかけ活動、後には傍聴者での集会を行い、多様な面々が集ったことで本件を超えた情報交換の場となりました。

今回の出廷者は、被告側代理人 5 名、国 2 名、原告側は原告、代理人各 3 名。不当逮捕と、付帯する労働組合への捜査・差押について、公安条例の違憲性について言及しました。とくに今回は、表現の自由に過度な制約を課し、かつ、不当逮捕の温床ともなりうる本条例はただちに運用修正がなされるべきであると、強く主張しました。

また、前回にひきつづき、各項目への釈明を求めました。これにたいする被告東京都からの応答は、次回 4 月 25 日午後 2 時（地裁 721 号法廷）を予定しています。

第 5 回期日までの各争点について、報告します。

（広田有香）

不当逮捕の状況

被告東京都は事件当時の渋谷駅周辺に、警視庁公安二課員・渋谷署公安係らが多数臨場したことについて、「本件運動の参加者と通行人等とのトラブルの発生や交通秩序の紊乱が予想されたため」と説明しています。

これについて原告側は、「予想されたトラブル」「交通秩序の紊乱」の事態は発生しなかったのではないかと質問。前回、被告東京都は「本件デモ行進によって円滑な通行が出来ず、仕方なく車道に出る歩行者やデモ隊の参加者と身体がぶつかり合う通行人がいるなど、デモ隊は歩行者などの安全で円滑な通行を阻害していたことが明らか」であり、「本件運動の参加者と通行等とのトラブルの発生や交通秩序の紊乱が予想されたことから、現場の警戒に従事したにすぎない」といった応答をしました。

たいし原告は、「交通秩序の紊乱」の状況について詳細な釈明を求めました。大口弁護士による、法廷で付言はつぎの内容でした。

.....

事件現場にあっては、「プラカードを下ろせ！」「風船はいかん！」などと、道路交通には全く関係のない事柄にのみ、原告らに執拗に

付きまとして自分たちこそが、まさに「交通の妨害」になっていたといえます。このように、実際には交通法上の規制など全くなされていなかったにもかかわらず、事後的に交通秩序問題のすりかえが行われることは、きわめて政治的な警察活動の実態を隠蔽したものであるといえる。

警察官職務執行法には、不偏不当・公正中立の原則（思想信条等への差別はしてはならない）と、警察比例の原則（取り締まり等は必要最小限にすべきである）が謳われているが、事件下における警察の活動は、これらを打ち破ったものであるといえる。

.....

労働組合にたいする捜査・差押

前回までに原告側は、労働組合への捜査活動によって計 16 点もの物品が押収されたことについて、「労働組合は、憲法で保障された人権実践の場で、その活動は憲法上尊重されるべきであり、濫りに公安警察活動の対象とされてはならないものであり、捜査活動についても組合活動への侵害にならぬよう配慮が必要である」と付言した上で、「極軽微な事案で敢えてこの

ような大々的な捜査・押収を行ったのはなぜか」と、釈明をもとめてきました。

これについて被告東京都は、「渋谷駅前の通量の多い中で、原告園らによって、組織的、計画的におこなわれたと認められる本件の犯情が悪質であることも明白」「軽微な事件ではない」と応答し、物品については「本件犯行に至る経緯、原因、動機、背景、手段、方法、背後関係・・・に関係があると認められ」たため押収した、としています。

今回、原告は、押収された冊子「生き延びるための労働法」をとりあげ、「労働組合として労働法を研究するのは当然のこと。犯罪性を疑うに足りないこの冊子を押収したのはなぜか。警察による組合への威圧目的ではないのか。」と、その必要性を回答するよう求めています。

公安条例の判例変更の必要性

デモ・集会の態様について定めている「公安条例」について、許可制であること、公安委員会に広く条件変更における裁量権が認められていること、不許可・保留のさいの救済手段が設けられないことから、そもそも違憲無効法規

であるとし、判例変更の必要性を、再度訴えました。

併せて「代議制民主主義制下において、集会・デモ等の直接行動は、重要な意思表示の手段となる。本事件のような、政治的な弾圧が抑止されるためにこそ憲法 21 条が存在していることを忘れてはならない」と、強く確認するにいたりました。

感想

昨年 9 月の訴訟団主催のイベントに参加された、憲法学者奥平康弘氏の講演内容で、印象的な言葉がありました。公安条例違反での逮捕について、奥平氏はつぎのように述べました。

.....

公安条例違反による逮捕は、1970 年以降は減っている。その一方、公安条例の存在が薄まりかけた頃に事件が起きる。これは公安条例の存在を知らしめるために「公安条例があるんだぞ。忘れるなよ。」として、事件を創り出しているものと捉えられるだろう。

.....

事件を創り出す・・・耳を疑いたくなるかもしれませんが、渋谷駅周辺の過剰警備と不当逮捕をみれば、このような「事件創作性」にも合点がいくのではないのでしょうか。この言説に沿うなら、憲法 14 条を筆頭に、警察官職務執行法や行政法分野におけるいわゆる平等条項は「絵に描いた餅」として、実効性はないとも見ざるをえません。この事態は、社会としての「信頼」のあらゆる前提を、国家自らが、破壊してまわっているという点において、なんという自傷行為。こんにち、自傷社会。

これら国家の歪みを司法はどう判断するのでしょうか。判決まで長く予想されるところではありますが、ぜひとも注視していきましょう。



再求釈明する大口弁護士

(法廷イラスト：シライシ)

地裁前情宣 と 法廷後の交流集会

2月21日月曜日、第5回口頭弁論報告が開かれました。この日の法廷はほぼ満席となりました。16時半という夕方の時間帯に開廷のため、恒例の地裁前情宣もお昼時ではなく15時から行いました。前日のアメリカ大使館へのヘリパッド建設反対申し入れ行動で起きた弾圧事件に、怒りと危機感を持って駆けつけたフリーター労組の労組員を始め、多くの仲間が集まりました。



満腔の怒りを込めて警察の不当逮捕を糾弾するマイク

アピールが続けられました。

この日は警察車両一台が、横断幕を拡げて地



裁前アピールをするわたしたちのすぐ前の車道に停車して様子をうかがっていました。当然、警察車両に向けて情宣最後のシュプレヒコールを叩きつけました。

法廷の後は簡単な報告集会を持ち、弁護団からの解説がありました。アメリカ大使館前弾圧救援へのカンパのよびかけもなされ、あっという間に約1万円のカンパが集まりました。傍聴参加者ならびに救援支援にも力を貸して下さったみなさまに感謝申し上げます。

(報告者：徳永理彩)

原告リレーコラム 其二「地震から1ヶ月の中で」 園良太

昨年末からの沖縄・高江の米軍ヘリパッド工事強行への反対、2月20日アメリカ大使館デモへの弾圧と救援、2月のセネガル・フランス行き、そして3月11日からの大震災と原子力災害への抗議。少しも気を抜けない日々が続いて身体はヘトヘトだ。正当性のカケラも無いことが明白になった国家権力はむき出しの暴力を振るう。そんな姿を見せられちゃ黙っていられない、と思いつつ、あまりに連続して体が持たないよ。おまけに放射性物質は果てしなく広がり、マスクをつける、肌を出さない、水を飲まないといった生活の制限が無意識のプレッシャーになる。

どこでどうやって何をして生きて行くかが全ての人に問われる時代が来た。もちろん日本・東京のマジョリティ(自分も含まれる)があまりにそれを問われなさすぎたとも言える、だから原発や米軍基地は地方都市に押し付けられてきた。そんな時代を変えるのは今。でも疲れも緊張も積み重なる。いつまで関東にいられるかも分からない。さあどうする？

関東で闘い続けるか。西へ行くか。国外で移民・難民になるか。でもまずいかに福島の人たちとつながるかを考えなきゃいけないとも思う。そんな試行錯誤は今日も続く。

シリーズ「世界の街頭行動」

オーストラリアの抗議行動

- 権利と実践 - (下)

デール・ミルズ

(翻訳: 徳永理彩)

靴投げコンテスト(2010年11月8日)

アメリカ領事館前で靴投げコンテストを行おうという Stop the War による試みは、ニューサウスウェールズ警察からの一連の奇妙な要請を受けた。届け出の適正な提出後、抗議行動に関する「条件」を押しつける権力をニューサウスウェールズ警察は持っていないのにも関わらず、地元警察は抗議グループに手紙を送り「行動を規制する」条件を課してきた。「警察に目を付けられた」グループは手紙に署名をして返信するように言われるが、多くのグループはそれを単に拒否する。脆弱で組織化のしっかりしていないグループは、こうしたやり方で根拠のない「条件」に同意するように脅かされる。靴投げの件は、アメリカ国防省ロバート・ゲイツと国務長官ヒラリー・クリントンのオーストラリア訪問に抗議して、約 15 人がアメリカ領事館に集まった時に起きた。15 人のうちの何人かがゲイツ、



靴投げコンテストの様子

クリントン、オーストラリア首相ジュリア・ギラード、外相ケビン・ラッドを模した段ボールの切り抜き人形に向けて靴を投げた。

この出来事に先だって地元警察は抗議行動組織者に対して手紙(と口頭)で、靴を投げた者は逮捕すると通告した。オーストラリアには段ボールの切り抜き人形に靴を投げることを違法とする法律は存在しない。

抗議行動を準備したグループは警察のばかげた要求に従わず、ある程度の注目を集めたプレスリリースを発表した。Stop the War の抗議行動は当初の計画通りに進められたが、抗議行動の参加者を上回る大量の警察が動員された。Stop the War ほど長い経験をもたないグループは、今後こうした楽しい抗議行動を組織することに萎縮してしまうかもしれない。

ブルカ壁画への抗議行動

(2011年1月16日)

シドニー市内のニュータウン地区にある個人宅の外壁に描かれた壁画は多くの注目を集めてきた。壁画はブルカ(イスラム女性の一部が着用している全身を覆う着衣)の着用を禁止せよと呼びかけている。オーストラリアでは非常にわずかな数の女性しかブルカを着用していないが、これが極右政治の焦点となっている。極右はブルカ着用を禁止する法律を制定すべきだと要求し、他方で左派は女性が何を着るかは本人の自由であるべきだと主張する。ペンキを投げつけることを含む壁画への一連の抗議は、2011年1月16日の抗議行動の背景を伝える。

警察は抗議行動が開かれることを認めた。(これは主にアナキストが企画した行動で、原則の問題としてかれらは「届け出」を出すことを拒否する。)少なくとも



問題となったブルカ着用に関する壁画

一人が壁画にペンキを投げたとされている。警察は何もせず、抗議行動参加者が壁画から 50 メートルほど離れるのを待って、人混みに突進し一人の容疑者を拘束するために人々を道から押しつけた。これが抵抗にあい、警察は 8 人を逮捕した。

8 人の逮捕者のうち 7 人は「警察への脅迫」やその他の罪で起訴され、7 人全員が抗議行動地点から 1 キロ圏内に戻ることを禁止された。これによって当該の多くが日常の政治活動への参加ができなくなってしまった。1 キロの立ち入り禁止地区命令を受けた者の中には、居住地が 1 キロ圏内に位置する事例もあった。当然、早急な弁護士による代理と出廷によって保釈条件が見直され、より合理的な 50 メートル[の立ち入り禁止]に縮小された。しかし、政治活動に対する時間や取り組みへの威嚇や妨害が警察によって既に達成されている。罪の軽重を問わず、刑事裁判の過程そのものが処罰になっている。

国際女性デー

2011 年 1 月 17 日のシドニーモーニングヘラルド紙は、過去 40 年にわたり毎年女性の権利のためにデモ行進を続けてきた国際女性デーコレクティブが、シドニータウンホールでの集会を今後は許可されないだろうと報じた。本年 3 月 12 日の集会は認められることになっているが、そ

れが最後になるだろうという。少なくとも、地元警察と聖アンドリュー教会[シドニータウンホールの敷地の大半を所有する]がほしいままにするならば。オーストラリア聖公会の過激な教派に率いられている聖アンドリュー教会は、多くの進歩的大義に反対している。

抗議行動組織者は教会から許可を取るようという警察の「要求」- 教会はいつも「ノー」と言うのだから時間の無駄となる - は、抗議行動参加者と教会の間の争いへの介入である。警察はどうするつもりなのか？ 障壁を設置するのだろうか？ 教会の主張を押しつけるために多くの警官を配置するのだろうか？ 抗議行動参加者と教会という二つの組織の間の犯罪とは無関係な紛争に対して警察が割って入ることに、なぜ納税者のお金が使われる必要があるのかという根本的な問いが浮上する。

環境問題をめぐる抗議行動

シドニーでは比較的限定された問題が起きている一方、シドニーから車で約 3 時間の石炭積み出し港では、環境問題抗議行動参加者を巻き込んだより大きな論争が噴出している。石炭鉱業はオーストラリア経済の主要な輸出産品である。このような冗談がある。「どうしてオーストラリアはこんなに豊かな国なのか？」なぜなら、くだらないものを掘り出して中国人に売っているからさ」。石炭の燃焼は大量の温室ガス排出の原因をなしている。

ポート・ワラタ・コール・サービシズ（鉱山メジャーのエクストラクターとリオ・ティントの合併事業）は、石炭積み出し港を妨害したとされる抗議行動参加者に対して 525,000 オーストラリアドル（約 4,300 万円）の損害賠償を求めている。明らかなのは、この主張が通ったならば 7 人の当該のほとんどが破産に追い

やられることだ。当該活動家たちはニューキャスル地裁で1月31日から2日間開かれる審問に出席する予定になっている。

なぜ抗議行動に対して、一段と攻撃的な対応が現在起きているのかははっきりしない。しかし明確な形態がある。抗議行動参加者は警察が望んでいるよりも多くの権利を有しており、警察は政府に対して法改正の圧力をかけていることは間違いない。同時に、警察は法を破り、抗議行動参加者を攻撃する付随的戦術を使用している。

抗議行動参加者への攻撃が焦点となるのは、2011年10月末のパスでのCHOGM（英連邦諸国首脳会議）開催時が山場となるだろう。多くの市民的権利を停止する広範囲な法が会議期間中に計画されている。抗議行動への道徳的権利を擁護するために、多くがこの特別法に抵抗している。

攻撃にさらされる届け出制度

最後に、届け出制度そのものが攻撃にさらされていることを指摘したい。ニューサウスウェールズ州に人権法がないために、適正な届け出が提出されたとしても警察がデモ行進を認めなくてはならないことは、（少なくとも弁護士にとっては）明確ではない。しかしながら、ベテラン弁護士たちは法的意味で抗議行動の権利があり、警察はこれに従わなくてはならないと論じてきた。Stop the Warによって2010年10月8日に計画されていた抗議行動のデモ行進は阻止された。この決定は、行進を行うには抗議行動参加者が少なく（約200名）交通量が非常に多いという理由からなされた。これに対するStop the Warによる2010年10月20日付の苦情は無視されており、警察が抗議行動参加者に対して抱いていると思われるいつもの軽視を表している。警察

に対する第一の苦情は警察に送付され、ニューサウスウェールズ州では多くの苦情の大半は警察が自ら調査する。これが一笑に付すべき苦情制度であることは明らかで、緑の党（全投票の10%を代表）だけが改革を公約している。審査の遅延に関して、2011年1月9日にさらなる苦情が提出された。現時点では当局からの反応はない。

* 著者紹介

デール・ミルズ(Dale Mills)氏はシドニーを拠点に弁護士として活躍するかたわら、シドニー大学大学院シドニー国際法センター修士課程で国際法を学んでいる。シドニーでの抗議行動に関する法律や実践についての情報は www.sydneycopwatch.org を参照されたい。ミルズ氏への連絡先は dalemills@cantab.net (英語でお願いします)まで。



寄稿

麻生国賠ネットワーク - 国賠傍聴記

土屋 翼(国賠ネットワーク)

20年余、通いなれた東京地裁は我が家から1時間半ほど。でも、歳を重ねると、出かけるまでに時間がかかる。服を着替えたり、ひげを剃ったり、トイレに入ったりと……。Yahoo 路線情報などに頼らずとも、洋光台から横浜、そして中目黒まで東横線そして、日比谷までと認知症誤差範囲という体たらくでも熟知しているのだが、当日は若干遅刻してしまう(残念)。法廷に入ると大口さんが、「喋っている」。弁護士の能力は文章力が60%くらいとおもうが、「喋る」能力も大切とも思っている。「役者、できれば新劇の役者」の訓練を受けていると、GOODというところである。大口さんは当然。大口さんよりずっと若い裁判官三人は「抗議」ならぬ「講義」を受けているような、神妙な顔つきである。

「抗議」の内容は...

被告・東京都に再釈明を行っている。逮捕・家宅捜査差し押さえの理由がいかにも恣意的、かつ法に照らしても問題があると追求しているのだ。本来は警察・検察の暴走をとめるのは、現在は裁判所しかないのだから、本当は裁判所がしっかりチェックをしていれば、違法な「令状」などなくなるのだ。それ故裁判所も被告にしたいのだが、非常に残念ながらアンタッチャブルである。残念!! それ故、この国賠を原告に勝たせることにより暴走

を止めてもらいたいものだ。

さらに公安条例は憲法違反であるという、書面の提出も。1960年の最高裁判例の見直しをもとめているのだ。解釈の変更は至難だから、立法の運動のほうが早いと助言してくれた刑法の先生がいたけれども、小生も頑張るし、頑張っただけいい。それにしても大昔の解釈ではないか。

裁判終了後、通路の行きあたりで「集会」、いや打ち合わせ、初体験である。小さい・小さい声でやる(小生耳は遠くなっている)。小竹弁護士の声は、さすが、若々しい声である。裁判内容などよくわかり納得したのだが、三歩歩むとあやふやな、小生、鳥頭である、情けない。いや、俺は「枯れ木も山の賑わい」で参加しているのだと、慰める。

老人パワー

日比谷公園の霞門から、いつものレストランへ。ビールを飲む。500円である。流れの話し合いで、アルコールは若干不謹慎ではあるが、軽度アルコール中毒症では我慢できない。飲み物商品の原価率から言っても、ビールを飲むのは多分正しいのだろうと思う。

麻生国賠の傍聴は、若い人の傍聴者が多いので元気がでる。お返しに老人力・老人パワーを与えたいものだ、乞うご期待。それはともかく、十年ぶり以上、無沙汰の人たちに沢山会う。持続は力なり。小生も目の黒いうち

は頑張ろうと決意した次第である。

地方選挙結果を見ても明らかのように、変わっていないようだ。この国賠もそういう大状況のなかにある。原告が複数なので、大変であるが最後まで頑張らしましょう。最後まで支援します。

最後までがんばりましょう

戦後がおわり災後がはじまった。戦前と戦後は、天皇制を維持しているように本質は変わっていない。災前と災後は、4・10の統一

賛助会参加の呼びかけ

麻生国賠は2008年に起きた当時の麻生首相の62億の家を見学に行くリアリティツアーへの弾圧事件に対し、三名の不当逮捕と連絡先になっていたフリーター労組への不当な家宅捜査の国家賠償請求訴訟です。

この10年をざっと振り返っても、毎年のように弾圧は繰り返され、ここ数年はささいな行為が事件化され弾圧を受ける傾向がみられます。歩道を歩いてただけで逮捕された麻生邸事件、去年の815靖国でも歩いてただけでの逮捕、今年4月20日のアメリカ大使館前弾圧も、嫌疑なき逮捕と言うべき警察による事件化でした。

また、先般の東日本大震災において起こった福島第1原発の事故。東京電力への抗議行動は、以前は本社前歩道で行われていたものが、車道を挟んだ向かい側でしか出来なくなっています。

このような不当な弾圧・規制に対し、麻生国賠は国家賠償請求法を武器に、司法の場でデモなどの街頭表現の自由を保障させようというものです。中でも強調したいのは、デモの自由を規制する公安条例という縛りです。東京都公安条例は戦後まもなくからデモと集会の自由を規制してきました。「公安条例は憲法違反だ」という麻生国賠の主張を、運動全体の課題として共有していきたいと思います。

今後も皆様から長期的なご支援をいただきたく、ぜひ賛助会への参加をお願いいたします。

賛助会費：年額2,000円

ニュースレター「でてこい」を毎号お送りいたします。

すでに賛同をいただいた方には賛助会員への移行をお願い致します。新規賛同者は賛助会員とみなします。賛同署名のみ参加も受け付けます。

振込用紙に「賛助会参加希望」とお書きの上、以下に振り込みをお願いいたします。

郵便振替：00130 9-282713 口座名：麻生国賠

口座を他行などからの受付口座として利用する場合は、

店名：〇一九店 預金種目：当座 口座番号：0282713

【付録-1】

2・20 アメリカ大使館前不当弾圧への抗議声明

2月20日、沖縄県東村高江で強行されている米軍ヘリパット建設に抗議するアメリカ大使館申し入れ行動(主催「沖縄を踏みにじるな！緊急アクション実行委員会」)において、二名の参加者が警察に連れ去られ身柄を拘束されるという許し難い暴挙が起きた。現在も二名の仲間は警察の代用監獄に入れられたままである。「麻生邸リアリティツアー事件国家賠償請求訴訟団」は、赤坂警察署による不当な弾圧に怒りを込めて抗議の意を示し、警視庁・裁判所に対し不当に拘束されている二名の仲間の即時解放と不当逮捕への謝罪を要求する。

公安条例の違憲性を訴える麻生国賠訴訟団は、2月20日のアメリカ大使館申し入れ行動にあわせたアメリカ大使館前を通るデモ申請をめぐる事態を注視していた。

アメリカ大使館前を通るデモコースは警視庁愛宕署にいったん受理されながら、直前になってアメリカ大使館前を迂回するコースへと変更を強いられた。警視庁-都公安委員会がデモの出発地点・米大使館前コース・解散地点を強制的に変更させた暴挙に対し、2・20申し入れ行動の主催者は地裁に「仮処分」申立等を行うなど、あくまでもデモの自由を追求する姿勢を取った。それにもかかわらず、地裁は主催者側の申立を却下するという判断を下した。

当日の行動は新橋駅前 SL 広場での情宣から始まった。参加者たちは、本土のマスコミが伝えない高江で現在起きている米軍基地強化について、座り込み抗議行動を続ける地元の人々の安全を無視した危険なヘリパット建設工事強行の実態について、ピラやマイクアピール、歌、ラップ、太鼓、パナーなど様々な表現を通じて広場の人々に伝えていた。

それに対して警視庁愛宕署の警察官は広場で思い思いの表現行動を続けるわたしたちを取り囲み、指揮官車の上からわたしたちの声をかき消す大音量で「無届け集会をただちに解散しろ！」「東京都公安条例違反で検挙する！」などと高圧的に警告を発してきた。

不当なデモコース変更には従わず、参加者たちは歩道を歩いて申し入れ先のアメリカ大使館に向かった。しかしアメリカ大使館前には赤坂警察署が大量に動員され、大使館への申し入れは阻止され、その過程で二名の仲間が不当逮捕される事態となった。

日米政府の利害を守るために、ひとびとの権利が侵害されるという事態が、これまでも沖縄や本土で繰り返されてきた。麻生国賠訴訟団が撤廃を要求する公安条例も、そもそもの成り立ちはひとびとの結集の力を恐れる GHQ 占領軍と日本政府の合作であった。

国際人権規約ならびに憲法によって保障されているはずの表現の自由が、公安条例体制の下で大きな足かせをはめられている現状がいかに不当なものであるのかを、麻生国賠訴訟団はこれからも広く訴えていく。また公安条例の違憲性を問う麻生邸リアリティツアー事件国賠訴訟を通じて、街頭行動の自由をわたしたちの当たり前の権利として実践する各地の仲間たちと連帯していきたい。

路上は警察のものではない。警察は不当な身柄拘束をやめる。わたしたちは路上の自由を取り戻す。わたしたちは二人の仲間を取り戻す。

麻生邸リアリティツアー事件国家賠償請求訴訟団

2011年3月2日

【付録-2】

福島原発事故に関する声明

グスコブドリのいないイーハトーヴはいらない

「想定外の事態」。このひとことで、数万におよぶ人々の死が合理化されている。数十万の人々を放射能被害にさらし、なお数百万の人の暮らしを破壊し続けている人災、そう、繰り返す言うが最悪の人災が僅かこのひとことで合理化されている。

いま生じている事態は、なんら想定外のことでなかったはずだ。幾人もが、この事態を繰り返し予測し警告してきた。地震や津波被害にともなう原子力発電所の激甚事故、水素爆発も炉心溶融も放射性物質の大規模な飛散も、反原発運動や原子力の専門家のみならず、多くの人々が指摘してきたことである。

被害は折り込まれていたのである。

東京をはじめとする大都市のエネルギー消費を支えるために、地方に住む数百万の人々は放射性物質の前に曝し出されている。地方の人々の暮らしを壊すことで、沖縄電力をのぞくすべての電力会社は安定した利益を確保し続けてきた。このビジネスを成立させるために、地域独占を許し原発建設に有利な法制度をつくりあげ、各電力会社を支援してきた日本政府も当然の責を問われる。電力各社と日本政府はいまそのつかけを支払わなければならない。

日本政府と東京電力は、まず何よりもいま、福島原発で取り組まれつつ隠されている労働のすべてを子細に公開すべきだ。たとえば冷却水注入作業のために、誰がどこをどのように走り、管をつなぎ、バルブを開けたのか。放射能に汚染された飛沫を誰がふき取り、ふき取ることを誰が命じているのか。これは英雄譚を作り出すためではなく、そこで働く人々をグスコブドりにして褒め称える醜悪さを私たちが克服するための要求だ。「数千万の命を救う」ために自らは決してしない仕事を、原発労働者に求めるおぞましいまでの冷酷さから私たちは遠ざからなければならない。死を強制される労働の拒否こそ私たちは支えるべきである。

いま私たちは「原子力被災者」になろうとしている。各地の原発で生命を危険にさらして働いてきた人々、爆発事故に伴う被曝で今後長期間にわたる健康リスクに向き合わなければならない人々の被災がまずある。だが原子力被災はこれにとどまらない。福島原発の爆発は、今後長期にわたって東北地方の農業に打撃を与え、安全な食料の価格を高騰させるだろう。都市貧困層は確実に食の安全から排除される。原発の停止によって電力供給が不足し、輪番停電が実施されているが、それに伴う事業所の閉鎖や休業が相次いでいる。都市貧困層はこれによる失職と賃金カットに見舞われ購買力を低下させるだろう。私たちは被災者なのである。

日本政府と全電力会社はすべての原子力発電所を直ちに停止せよ。

人の生命を貪るビジネスから撤退しろ。

東京電力はすべての原子力被災者に補償せよ。

被曝したすべての人々に今後の全健康被害を回復するまでの医療費と生活費を補償せよ。

原発事故のために閉鎖や休業を余儀なくされたすべての事業者の売り上げを補填せよ。

失業や休業、賃金カットに追い込まれた人々の損害を補償せよ。

直接の被害を受けずにいるすべての人々に私たちは呼びかける。圧倒的な津波や火災のスペクタクル、圧力容器内の水位を伝える字幕の数々、御用学者の言う「直ちに健康被害はないレベルです」というコメント、これらの無限ループ映像に曝される日々から抜け出そう。この「情報被曝」は私たちに「祈るしかない」という無力感を作り出し、今回の事態に責任を負うべき者や制度をあいまいにする政府・電力会社の言いわけへの同意を作り出している。いつときも早く、この「情報被曝」による被災から回復し、責任者を名指し追及することが必要であると私たちは考える。

★訴訟団日誌★

(編集部まとめ)

2月18日

訴訟団事務局会議

2月19日

国賠ネット総会参加

原告Aから麻生国賠について報告

2月20日

「なくせ！公安条例」の横断幕をもって、沖縄・高江米軍ヘリパット建設反対アメリカ大使館申し入れ行動に参加



行動の途中で警察による不当弾圧が行われました。画像はその時の様子 (you tube より転載)。無抵抗の人物(画像下部)の髪をつかみ引きずる警官。

2月21日

第5回口頭弁論(地裁前情宣+報告会)



3月2日

「2・20 アメリカ大使館前不当弾圧への抗議声明」発表

3月10日

『救援』に第5回口頭弁論報告掲載

3月18日

訴訟団事務局会議

3月19日

救援連絡センター定期総会に参加

シンポジウムには弁護団の川村理弁護士も参加

3月25日

2・20 アメリカ大使館前弾圧抗議集会
原告Aによるアピール

4月20日

弁護団会議

4月23日

ニュースレター『でてこい!』5号発行

【編集後記】地震からこっち、「国難」とやらで国を挙げての復旧・復興が叫ばれています。ここぞとばかりに流し込もうとするナショナリズムには正直うんざりです。また一方では、原発に送られる作業員の職業意識溢れる美談も。ここでは今のような事態となった根本的な原因や、職業意識の作用について触れられる事はありません。涙で前が見えなくなるとは笑えない冗談じゃないでしょうか。政局が無意味にあわただしくなる中では「復興増税」が俄に取り沙汰されるようにもなり、他方、米軍の「トモダチ作戦」は沖縄の基地問題との関わりが気になります。計画停電は本当に必要だったのか、はっきりと検証されない中、停電・地震に便乗した解雇も目立ってきています。本当の火事場泥棒は一体誰なのか。落ちていてしっかりと見定めたいところ。そいつはきっと、少しずつ少しずつ私たちの自由そのものを奪っていつている筈。ともにたたかきましょう!(ら)